

刊我 我自

嘉永明治年間錄

卷七下

			五	和
		二	二	書
	二	二	七	門
二	〇	二	二	類
冊	架	函	號	

庫	文	閣	內	
一			五	和
九			二	書
〇	二	二	七	
函	〇	二	二	類
架	冊	號		

內閣文庫	
番號	和 5272
冊數	20 (8)
函號	150 169



嘉永明治年間録卷之七

吉野眞保編輯

安政五年 戊午

○七月

二日 牧伯將吏將軍家養君ノ慶賀ヲ柳營ニ謁ス

此日公方様ノ宰相様より御太刀備前國眞長代金十五枚卷物十白銀三十枚御馬一

疋三種二荷

右之通被進之宰相様係禮被仰上○今日の上刻御白書院へ公方様宰相様出御水戸

中納言殿尾張中納言殿徳川賢吉殿御太刀目錄を以て御禮被申上水戸前中納言殿
名代使者を以て御太刀目錄被獻之老中披露次溜詰同格酒井若狹守松平越前守松
平左兵衛督等御太刀目錄持參係禮申之畢て係禊老中開之高家詰衆雁之間係奏者
番其外係次伺候の面々一同係禮過之大廣間へ渡御四品以上の面々一人ッ、御太
刀目錄持參係禮申上相濟て係禊老中開之係次の間諸大名其外係次伺候の面々係
禮畢て入御○右爲係祝儀宰相様より卷物十二種一荷ッ、水戸中納言殿尾張中納
言殿徳川賢吉殿水戸前中納言殿へ右爲係使脇坂中務大輔を以て被遣○加賀中納

嘉永明治年間録卷之七 戊午 一 裁自刊 裁書

言松平統前守右同斷二種一荷ツ、上使若年寄牧野遠江守を以て被遣○松平越前守松平讚岐守松平阿波守同上隠居彈正大弼松平薩摩守同上隠居大隅守松平三河守同上隠居確堂松平相模守松平肥前守松平兵部大輔同上養父隠居島翁松平安藝守同上隠居備後守有馬中務大輔酒井雅樂頭右同斷ヲ付二種一荷ツ、上使御奏者番を以て被遣之

三日 戸塚静海伊東玄朴等奥醫師ヲ命セラル
松平薩摩守醫師戸塚静海松平肥前守醫師伊東玄朴松平三河守醫師遠田澄菴松平駿河守醫師青木春岱 右西洋醫師今般奥醫師被仰付係宛行二百俵三人扶持被下之公方様係不例ニ依てなりと云

五日 英國軍艦三艘品川沖ニ入ル
イギリス國の軍艦三艘昨日品川沖へ入津致し右ハ使節差越し和親交易の條約江戸ハ於て爲取替度旨申立ハ付役々出張追々應接の積りハ此段爲心得達置ハ

右之通向々ハ可被達ハ
六日 和蘭醫術採用ノ旨ヲ達ス

和蘭醫術の儀先年被仰出ハ趣モ有之ハ得共當時廣ク萬國の所長係採用被遊ハ折柄ハ付係醫師中モ有志の者ハ和蘭醫術兼學致シハとも不苦ハ

右之通係醫師中へ相達ハ間爲心得向々ハ可被達ハ
尾張水戸越前三家ニ謹慎ヲ命ス

尾張中納言殿慶恕 右思召の係旨モ被爲在ハ付外山屋敷へ居住急度穩便ハ診慎可爲成ハ事○松平攝津守義比 尾州家相續被仰出之徳川ハ可稱旨攝津守相續人の儀ハ追て可然者見立可相願旨被仰出

水戸前中納言殿齊昭 思召の係旨被爲在ハ付駒込屋敷へ居住急度穩便ハ診慎可被成旨被仰出

松平越前守慶永 思召の係旨被爲在ハ付隠居慎被仰付事○松平日向守直廉 越前守隠居慎被仰付ハ付其方へ家督相續無相違被下日向守相續人の儀ハ追て可然者を見立可相願旨被仰出之

一橋刑部卿ノ登城ヲ止ム
徳川刑部卿殿慶喜 思召の係旨被爲在ハ付當分診登城係見合被成ハ様被仰出 巷説尾州水戸越前一橋等今般の一條種々の風説あれとも皆流言ハ其實ハ先

月廿四日尾州水戸越前三家急登城めて亞國條約談論當時執政彦根侯と開鎖齣
齣の一條なれ共種々の流言を發し今般三家謹慎一橋卿登城差留み相成と云
本郷丹後守石河土佐守免役

若年寄本郷丹後守内側内用取次石河土佐守 思召ふ不應依之役内免差扣被仰
付之

柳營御用部屋ニ於テ奥御右筆志賀金八郎自殺ス
巷説此頃奥内右筆志賀金八郎内用部屋へ遺書張置自殺すと云ふ惜哉其遺書他
ニ贈らバ實情顯れべきみ内用部屋ニ一通の遺書故或人はを懐みして他ニ洩さ
す却て彼是と他ニ惡名を附け流言せし故くさくの訛傳流布せり其流言と志
賀氏の遺表の實との疑ふらくのうちはらなるべし嗚呼惜哉

奥醫師岡櫟仙院閉門並ニ訛傳巷説
此節奥醫師岡櫟仙院閉門謹慎を命せらる

巷説志賀金八郎の遺書を密あして他ニ惡名を附け流言せし趣さまくの謬誤
耳を貫り如し岡氏無實の難との是なるべし

七日 西洋醫師竹内玄同伊東貫齋ニ奥醫師ヲ命ス

有馬左兵衛佐醫師竹内玄同徳川賢吉殿醫師伊東貫齋奥醫師を命せらる

八日 始テ外國奉行ヲ水野筑後守等ニ命ス

田安殿家老水野筑後守御勘定奉行永井玄蕃頭下田奉行めて兼勤井上信濃守函館
奉行にて兼勤堀織部正御目付岩瀬肥後守右外國奉行被仰付新規役名の儀ハ付席
の儀ハ遠國奉行上席二千石高と被仰出筑後守玄蕃頭ハ是迄の通り足高其儘被
下之

十日 阿蘭陀國條約並ニ稅則書官判ノ寫

阿蘭陀國と帝國大日本大君と兩國の懇親且商賣の道と廣くせん事を欲し因之阿
蘭陀國王ハ其事を阿蘭陀コミサリリスミストルヤンヘンテリツキドンクルキ
ユルシユスハ命ト日本大君ハ永井玄蕃頭岡部駿河守岩瀬肥後守ハ命ト双方委任
の書を照應して下文の條々を合議決定す

第一條 阿蘭陀國王ハ江戸ニ留守するデプロマナーキアゲントを任ト又此約書
ハ載る阿蘭陀貿易の爲ニ開きたる日本の各港の内ハ居留するコンシヨル又ハ
コンシヨライルアゲント等を任むべし其日本ハ居留するデプロマナーキアゲ
ント並ハコンシヨルゼテラールの職務を行ふ時より日本の部内を旅行する免



許あるべし

日本政府ハ阿蘭陀都府ニ居留する政事ヲ預る役人を任ト又阿蘭陀國各港の内
 小居留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を任せべし其政事ヲ預る役
 人及頭立たる取締の役人ハ阿蘭陀國ニ到着の日より其國の部内を旅行すべし

第二條 長崎および函館二港の外次ニ載する場所を左の期限より開くべし

神奈川 午五月より凡十三ヶ月の後より西洋紀元千八百五十九年七月四日
 兵庫 同斷凡五十四ヶ月の後より千八百六十三年一月一日

此外西海岸ニ於て今より凡十八ヶ月千八百六十年一月一日の後より一港を
 開くべし其場所ハ開港以前ニ達すべし

神奈川港を開く後六ヶ月にして下田港ハ鎖すべし

此箇條の内ニ載たる各地ハ阿蘭陀人ハ居留を許すべし居留の者ハ一箇の地を
 價を出して借り又其所ハ建物あれば是を買ふ事妨なく且住宅倉庫を建る事を
 許すべしといへども是を建るハ託して要害の場所を建る事ハ決して成さば
 るべし此掟を堅くせん爲ハ其建物を新築改造修補などする事あらん時にハ日
 本役人是を見分する事當然たるべし

阿蘭陀人建物の爲ハ借り得る一箇の場所並ハ港々の定則ハ各港の役人と阿蘭
 陀コンシユルと議定すべし若シ議定シケタキ時ハ其事件を阿蘭陀デプロマテ
 ーキアгентト日本政府ニ示して處置せしむべし其居留場の周圍ハ門牆を設
 け出入自在すべし

阿蘭陀人日本語或ハ日本術藝を學び度望あらハ阿蘭陀高官の願ニ依て日本奉
 行所より人物を撰み開きたる港ニ於て傳授せしむる事妨けなく江戸居留の阿
 蘭陀役人は等の望あらハ其高官申立の上日本政府より其人を撰びて學ばしむ
 べし

江戸 午五月より凡四十二ヶ月の後より千八百六十二年一月一日

大坂 同斷凡五十四ヶ月の後より千八百六十三年一月一日

右二ヶ所ハ阿蘭陀人只商賣を爲す間のみ逗留する事を得べし此兩所の町ニ
 於て阿蘭陀人建家を價を以て借るべき相當なる一區の場所並ハ散歩すべき規
 程ハ追て阿蘭陀のデプロマテーキアгентト日本役人と談判すべし

双方の國人品物を賣買する事總て障りなく其拂方等ハ付てハ日本役人は立
 合ハせ諸日本人阿蘭陀人より得たる品を賣買し或ハ所持する事とも妨げなく



此箇條の條約の趣執行ふ期限以前日本國內へ觸渡すべし
軍用の諸物の日本役所の外へ賣べらざれ尤も外國人互の取引の差構へある事
なし

日本の米並ふ日本の麥ハ日本逗留の阿蘭陀人並ふ船中乗組たる者及び船中旅
客食料の爲の用意ハ與ふとも積荷として輸出する事を許さざ
日本産する所の銅餘分あれハ日本役所にて其時々公けの入札を以て神奈川並
ふ長崎ふ於て拂ひ渡すべし

在留の阿蘭陀人日本の賤民を雇ひ且諸用事ハ充る事を免すべし

第三條 總て國地ハ輸出の品々別冊之通日本役所へ運上を納むべし
日本の運上所にて荷主申立の價を奸ありと察する時ハ運上役より相當の價を
付其荷物を買入る事を談せべし荷主若し是を否む時ハ運上所より付たる價ハ
從て運上を納むべし承允する時ハ其價を以て直買上べし

阿片の輸入ハ嚴禁たり若し阿蘭陀商船三斤以上を持渡らば其過量の品ハ日本
役人は取上べし輸入の荷物定例の運上納濟の上ハ日本人ハ國中ハ輸送する
とも別ハ運上を取立る事なし若し他の國人租税の高を減ざる時ハ阿蘭陀人も

同様ハ處せらるべし

第四條 外國の諸貨幣ハ日本貨幣同種類の量目を以て通用すべし金ハ金銀ハ銀
と量目を以て比較するを云

双方の國人互ハ品物の代料を拂ふハ日本と外國との貨幣を用ふる事妨なし日
本人外國の貨幣ハ慣ハされハ開港の後凡一ヶ年の間各港の役所より日本の貨
幣と以て阿蘭陀人順次第引替渡すべし日本諸貨幣ハ銅錢を除き輸出する事を
得並ハ外國の金銀ハ貨幣ハ鑄るも鑄ざるも輸出すべし

第五條 阿蘭陀人ハ對シ法を犯せる日本人ハ日本役人糺の上日本の法度を以て
罰すべし日本人ハ對シ法を犯したる阿蘭陀人ハ阿蘭陀コンシユル裁斷所ハ
吟味の上阿蘭陀の法度を以て罰すべし
阿蘭陀コンシユル裁斷所日本奉行所ハ双方商人逋債等の事を公けハ取扱ふ
べし

都て條約中現定並ハ別冊ハ記せる所の法則を犯すハ於てハコンシユルへ申達
し取上品並ハ過料ハ日本役人へ渡すべし
兩國の役人ハ双方商民取引の事ハ付て差構ふ事なし

嘉慶元年
五月
...

第六條 日本開港の場所於て阿蘭陀人遊歩の規定左の如し

神奈川 六郷川筋を限りとし其他の各方へ凡十里

函館 各方へ凡十里

兵庫 京都を距る事十里の地へ阿蘭陀人立入ざる筈付其方角を除き各方

へ十里兵庫に來る船々の乗組人の猪名川より海灣迄の川筋を越ゆべからざ

都て其里數の各港の奉行所又ハ係用所より陸路の程度なり

長崎其町の周圍ある係料所を限りとす

寺社茶店休息所の外臺場諸役所並ハ門ある所お到るべからざ

阿蘭陀人重立たる惡事ありて裁斷を受け又ハ不身持ふて再び裁許お處せられ

し者の居留の場所より一里外お出べからざ其者等ハ日本奉行所より國地退去

の事を其地在留の阿蘭陀コンシユルハ達すべし

其者とも諸引合等奉行所並おコンシユル糺濟の上退去の期限猶豫の事ハコン

シユルより申立お依て叶ふべし其期限ハ決して一ケ年を越べからざ

第七條 日本ある阿蘭陀人自ら其國の宗法を念し禮拜堂を居留場の内お置も

障なく阿蘭陀人日本人の堂宮を毀傷する事なく又決して日本神佛の禮拜を妨

け神体佛像を毀る事あるべからざ

双方の人民互お宗旨お付ての爭論あるべからざ

第八條 阿蘭陀コンシユルの願ハ依て都て出奔人並お裁許の場より逃去し者を

召捕又ハコンシユル捕置たる罪人を獄お繋ぐ事叶ふべし且陸地並ハ船中おあ

る阿蘭陀人ハ不法を戒め規則を遵守せしむるがためハコンシユル申立次第助

力すべし右等の諸入費並ハ願およつて日本の獄お繋ぎたる者の雜費ハ都て阿

蘭陀コンシユルより償ふべし

第九條 此條約ハ添たる商法の別冊ハ本書同様双方の臣民互お遵守すべし

外國人民お免許ある廉ハ悉く阿蘭陀人へも直お差許すべし

此書面お載さる事ハ其場所々々の規定お循ふべし

安政二年乙卯十二月廿三日千八百五十六年一月三十日長崎お於て取極たる條

約の内存すべきハ存し同四年丁巳八月廿九日千八百五十七年十月十六日其附

録として取替せし約書ハ此條約中お悉くせるお依て廢すべし

日本貴官又ハ委任の役人と日本ハ來れる阿蘭陀のデプロマタイキアゲントと

此條約の規則並ハ別冊の條を全備せしむるためハ要すべき處の規律等談判を

遂ぐべし

第十條 今より凡百六十九ヶ月の後即千八百七十二年七月四日當て双方政府の存意を以て兩國の内より一ヶ年前より通達し此條約並ふ長崎條約の内存し置箇條及び此書より添たる別冊とも双方委任の役人實驗の上談判を盡し補ひ或は改る事を得べし

第十一條 右條約の趣に來未年六月五日即千八百五十九年七月四日より執行ふべし此日限或は其以前にても都合次第此本書を長崎に於て取替すべし若し餘儀なき子細有て此期限中本書取替し濟ますとも條約の趣に此期限より執行ふべし本條約に阿蘭陀より阿蘭陀國王自ら名を記しセケレターリスフハハンスタートとも自ら名を記し阿蘭陀國の印を鈐して證とし日本よりハ大君の御名と奥印を署し高官の者名を記し印を調して證とすべし

斯の如く安政五年戊午七月十日即千八百五十八年八月十八日江戸府に於て談判治定せり此證據として前記したる兩國の役人等名を記し調印するもの也

永井玄蕃頭

岡部駿河守

岩瀬肥後守

税則

日本開きたる港々ふ於て阿蘭陀商民貿易の章程

第一則 日本開港の場所へ阿蘭陀商船入津次第二十四時中阿蘭陀の四十八時但日曜日を除くお船司又ハ頭立たる者より日本役所へ阿蘭陀コンシユルの請取の書付を差出すべし

此請取書ハ阿蘭陀の掟通り認めたる船目錄其外の書類を阿蘭陀コンシユルへ預けたる請取書なり

同時ふ其者共其船の差出書を出すべし

是ハ入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸數船司或ハ頭立たるものハ名乗來る旅人の名乗組の者有時ハ認入る一船の乗組人數を認たるものふして書面の通り相違なき者を船司或ハ頭立たるもの奥書と證據として當人の名前を認入たるものなり

又同時ふ其船の惣積荷の告書を役所へ預くべし

是ハ其荷物の譜牒並ふ番付且其入目斤數等を送狀ふ認し通し寫し荷物引受先

の人々の名を記せるものなり又八日午後三時迄に於て船中用意の品物の目録も告書へ加ふべし但船中用意の品も書面之通相違なき旨を船司又ハ頭立たるもの奥書し其名前を記すべし

此告書の文面相違の廉日本十二時阿蘭陀の二十四時但日曜日と除く中心附き改るゝ於てハ過料の沙汰及ハ若シ其期限後ハ書改るも又ハ告書ハ書入れざるゝ於てハ三十八ギユルデン廿五セントの過料を日本役所へ納むべし積荷惣目録告書の中ハ載ざる品を陸揚するゝ於てハ其品二重の運上を日本役所へ納むべし

船司或ハ頭立たる者入港の手數納方前書の期限ハ後るゝ時ハ一日忘る毎一日本役所へ百五十ギユルデンの過料を納むべし

第二則 日本政府より其港内入津の船々軍艦を除く外運上改方の役人を乗組する事當然たるべし乗組の者共ハ此役人ハ對シ不敬なく丁寧ニ取扱ひ船中成たけ相當の用便をなすべし夜中ハ日本役所より許シなくして荷卸すべからず荷揚前船々出入口荷物仕舞置戸口とも夜中ハ日本役人錠を卸シ或ハ印封シ夫

夫の取締をなし置べし万一許シなく是と開き又ハ錠封印を破り品物と引出すもの等ハ其犯せる人ことハ百五十ギユルデンの過料を日本役所へ取立べし日本役所へ相當の差出書を出さずして荷卸シ致シ或ハ其事を謀れる品々ハ次の箇條ニ定めたる通り取押へ日本役所へ取上べし

荷物の中積荷目録ハ載ざる品々を取隠シ置き収納を減せんと仕組たる者ハ其品を日本役所へ取上べし日本の開りざる港にて密賣買をなすハ勿論其仕組ある阿蘭陀船ハ其品を日本役所へ取上の上犯せる毎ハ二千五百五十ギユルデンの過料を納むべし

修復の爲め入津の船々ハ運上なく積荷を陸揚シ日本役所へ預るべしといへども藏敷作事並ハ番人等の諸入費ハ相當の償を出すべし若シ其荷物の内を賣拂ふ時ハ其荷物丈ハ規定之通日本役所へ運上を納むべし積荷を同港内の他船へ移す時ハ日本役人見分の上事情明白ニ相分り免狀を受る上ハ定の運上なし

阿片の輸入ハ嚴禁たり然るゝ密商シ又其事を謀る輩ハ阿片一斤毎ハ三十八ギユルデン二十五セントの過料を日本役所へ納むべし其組合の人数の多少ハ拘



らざ此法を以てすべし

第三則 品物を送る荷主又ハ引受先の者より入津の荷物と陸揚せんとする者ハ其積荷の差出書を日本役所ヨリ出すべし

此書面ハ荷主又ハ引受人の名前積送りたる船の名荷物の譜牒番付其積荷の斤數石高每品の代料を認め其直段の高を其書付の末ヨリ認むべし

都て此差出書付ハ持主又ハ引受人認めたる偽なき價を申立る書面ヨリ日本役所の規定ヨリふれたる隠し荷物なき證據として銘々名前を記すべし斯の如く積荷目錄差出等の書類日本役所ヨリ差出し右書付引合せ積荷用意品等取調べ濟迄ハ品物とも日本役所の預りたるべし

日本役人右之通差出たる荷物の内或ハ惣体を定式の通改むべし若し運上役所ヨリ引上改る事ある時ハ輸入人の失費を掛成たけ品物の損せざる様おし改濟の上ハ素の如く取始末すべし尤も取調方格外時日を費さざるべし

荷主或ハ輸入人銘々請持の品改濟み役所ヨリ引渡さざる以前輸入の途中日本役所へ差出さざる以前の事を云ふ破壊損傷の品々心附く時ハ當人ヨリ其段運上役所ヨリ申立其品取扱ふ職業ヨリ廉潔なる者兩人以上出會直組致させ其荷物

毎ハ損ト高と歩割ヨリ記し其譜牒番數とも證書ヨリ認込べし尤も日本役人立合にて直組人等名を記すべし此證札兼て持主の出書へ添へ惣高の内を引落すべし尤も條約第三箇條の取極通り運上役所にて取扱ふ事故障あるべからざ

諸運上納濟の後運上役所ヨリ陸揚苦しからざる旨免許狀を渡すべし品物渡方ハ運上役所にて船中にて其者の願ハ任すべし

輸出ハ極りたる荷物ハ船中輸送する前廣ハ運上役所へ船名荷物の譜牒番付入高斤數量目性合並ハ代料と記せる差出書を出し書面の通り聊々偽なき由を輸出人等證據として其名前を認むべし

運上役所へ差出す以前船中へ積込たる荷物並ハ運上役所へ差出濟の上竊ハ積の内へ入れたる禁制の品ハ改の上日本役所へ取上べし

船中當用の品又ハ乗組旅客の當用衣類等ハ運上役所へ差出さざるべし

第四則 出港手数を願ふ船々ハ日本十二時阿蘭陀の二十四時前ヨリ運上役所へ申立べし此期限内ヨリ手數遅々せざる様取扱ふハ勿論たるべし右手數差止る事あらハ日本役人ヨリ船司又ハ頭立たる者並ハ其船荷の取引人等へ其段申渡し

阿蘭陀コンシユルヨリ申立達すべし

嘉明年間錄卷七

戊午

九

阿蘭陀國の軍艦ハ入港出港運上筋の手數ハ及バギ運上役人並ニ番兵等差構ル事ナシ薪水食料等用意の爲メ入港の鯨漁船或ハ難船ハ其積荷の告書を出シテといヘども若シ其積荷を賣拂ハント願フ時ハ第一則の通り定式輸入の手數を致すベシ稅則並ニ條約書中ハ船ト唱ふるものハシキツバ バルクブリツキ スクーチル 蒸氣船等を總ていふナリ

第五則 日本運上役所の規則ハ違ヒタル偽差出積荷目錄を出シ並ニ證書ハ名前を記せる輩ハ其犯す毎ハ三百十八ギユルデン七十五セントの過料を日本役所ヘ納むベシ

第六則 噸稅ハ日本開港の場所ハ於テ阿蘭陀商船ヨリ取立ギといヘども左の規定の通り其地々々の運上役所ニ納むベシ

- 一船の入港手數ハ付 三十八ギユルデン二十五セント
- 一船の出港手數ハ付 十七ギユルデン八十五セント
- 夫々の免狀ハ付 三ギユルデン八十二セント半
- 其外の各書ハ付 三ギユルデン八十二セント半

第七則 惣テ日本開港の場所ヘ陸揚する品物ニハ左の運上目錄ハ從ヒ其地の日

本役所ニ運上を納むベシ

第一類 貨幣ハ造リタル金銀並ニ造ラざる金銀當用の衣服家財並ニ商賣の爲ニあせざる書籍

何れモ日本居留の爲メ來る者の所持の品ハ限るベシ

在留役人自用の飲食家財並ニ書籍

此品々若シ賣拂フ時ハ定の運上を納むベシ

右の品々ハ運上ナシ

第二類 凡テ船の造立綱具修復或ハ船裝の爲ニ用ゐる品々鯨漁具の類 鹽漬

食物の諸類 バン並ニパンの粉 生たる鳥獸類 石炭 家を造る爲の材木

米叔蒸氣の器械トタン 鉛錫 生絹

右の品々ハ五分の運上を納むベシ

第三類 都テ蒸溜或ハ醸シ種々の製法ニテ作りたる一切の酒類

右ハ三割五分の運上を納むベシ

第四類 凡テ前條ハ舉ざる品々ハ何ハ寄ラセニ割の運上を納むベシ

金銀貨幣並ニ掉銅の外日本産の物を積荷トシテ輸出する時ハ五分の運上を

嘉永元年 戊午 廿一

納むべし

右ハ神奈川開港の後五年ハ至リ日本役人より談判次第入港出港の税則を再議すべし

永井玄蕃頭
岡部駿河守
岩瀬肥後守

十一日 魯西亞國條約並ニ税則書官判ノ寫

帝國大日本大君と全魯西亞國帝と懇親を厚ふし及び兩國人民貿易の規則を立て永久の基とし愈完全なさしめん事を欲して條約を取結ぶ事を決し日本大君ハ永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守津田半三郎ハ命ト魯西亞國帝ハエフミエースプーチャチンハ命トて次の條々を規定せり

第一條 安政元年寅十二月廿一日即千八百五十五年第一月廿六日第二月七日下田にて定めたる約書ハ此條約と共に存し置同附録並ニ安政四年巳九月七日即千八百五十七年十月十二日十四日長崎にて定めたる追加約書ハ廢すべし

第二條 向後日本政府ハサントペールビュルグハ在留する政事ヲ預る役人を任ト又魯西亞の各港の内ハ居留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を

任すべし其政事ヲ預る役人及び頭立たる締の役人ハ魯西亞國ハ到着の日より其國の部内を旅行すべし魯西亞國帝ハ江戸ハ居留するデプロマナーキアゲントトを任ぜべしこのデプロマナーキアゲント及びコンシユルゼ子ラールの其職務を行ふ時より日本國の部内を旅行する免許あるべし

第三條 下田長崎函館港の外次ハいふ處の場所を左の期限より開くべし

神奈川 午七月より十一月の後より即千八百五十九年七月一日
兵庫 同斷凡五十二ヶ月の後より即千八百六十三年一月一日

此外日本西海岸ハ於て凡十六ヶ月の後千八百六十年一月一日より一港を開くべし其場所の名ハ開港以前ハ魯西亞コンシユルヲ達すべし

神奈川を開きし後六ヶ月にして下田港ハ鎖すべし

第四條 魯西亞政府ハ日本開港の場所の内ハコンシユル或ハコンシユライルアゲント等を任ぜべし

日本政府ハ其場所ハ於てコンシユル並ハコンシユライル役所附屬の者及び夫ハ屬する學校病院等建べき一ツの場所を貸渡すべし

第五條 前文五港の場所ハ於て魯西亞人連綿在留又ハ一時逗留を許すべし其者

等の一箇の地を價を出して借り其所に建物あれば是を買ひ或は賃を出して貸り又新に社祠家屋倉庫等を建てる事も許すべしといへども是を建るに托して要害の場所を建てる事に決して成さざるべし此掟の爲に其建物を新築改造修復の節に日本役人これを見分すべし

魯西亞人建物の爲め借得る場所並に港々の定則に各港の役人と魯西亞コンシユルと議定すべし若し議定し難き時に其事件を日本政府と魯西亞デプロマナーキアгентト示し處置せしむべし

第六條 魯西亞人唯商賣をなす爲のみ江戸並に大坂に逗留する事を得べし

江戸 午七月より凡四ヶ月の後より即千八百六十二年一月一日

大坂 同斷五十二ヶ月の後より即千八百六十三年一月一日

此兩所の町に於て魯西亞人建家を價を以て借べき相當なる一區の場所並に散歩すべき規程に追て日本役人と魯西亞のデプロマナーキアгентトと議定すべし
第七條 日本に一時或は連綿在留の魯西亞人家眷を携る事を許し且自分其宗旨を念し宗法を修する事を得べし長崎に於て踏繪の仕來に既に廢せり

第八條 日本開港の場所に於て魯西亞人遊歩の規程左の如し

函館 各方へ凡十里

長崎 其町の周圍にある御料所を限りとする

神奈川 江戸の方より於て六郷川(川崎と品川の間)まで海灣に合する川なりを限りとし其他の各方へ凡十里

兵庫 京都を距る事十里の地を除き各方へ十里兵庫に來る船々の乗組人の兵庫と大坂との間にて海灣に合する猪名川の川筋を越べりらば

都て其里數に各港の奉行所より陸路の程度也其一里に魯西亞天度にて三フアルステン三百三十二サツセン即ち一万四千七百七十五フット西海岸に於て追て開くべき一港歩の規程に日本役人と魯西亞デプロマナーキアгентトと議定すべし

魯西亞人重立たる惡事ありて裁斷を受け又は不身持めて再び裁許の處せられしものゝ居留の場所より一里の外に出すべりらば其者等日本奉行所より國地退去の事を魯西亞コンシユルに達すべし其者共諸引合等コンシユル糾濟の上退去の期限猶豫の儀相叶へし尤も其期限に決して一ヶ年を越ぬべりらば寺社及び休息所を除くの外凡て日本役所及び門ある所へ招なくして來り訪べ

りらぞ

第九條 双方國人品物を賣買する事總て障りなく兩國の役人は立合を諸日本人魯西亞人より得たる品々を賣買し或は所持し用る事妨なし此箇條は條約取行ふ時國中へ觸渡すべし

魯西亞人日本の賤民を雇ひ商賣向其外諸用事も充る事も免すべし

此條約は添たる商法の別冊に互に本書同様の心得べし

第十條 總て國地は輸入輸出の品々別冊之通日本役所へ運上を納むべし

日本の運上所めて荷主申立の價を奸ありと察する時運上役より相當の價をつけ其荷物を買入る事を談すべし荷主若し是を否む時運上役人より付たる價は從て運上を納むべし承允する時其價を以て直に買上べし

輸入の荷物定例の運上納濟の上は日本人より國中に輸入するとも別な運上を取立る事なし

商税目錄は定めたる運上高日本船及び他國の商船にて外國より輸入せる同ト荷物の運上を減ざる時魯西亞人も同様の處せらるべし

魯西亞政府海軍用意の品神奈川長崎函館の内陸揚子庫内は藏めて魯西亞政

府番人守護する物の運上の沙汰は及び其品を賣拂ふ時の買受人より規定の運上を日本役所へ納むべし

第十一條 阿片の輸入は嚴禁たり若し魯西亞商船三斤魯西亞量目四ポンド三十六リロツニツキ以上を持渡らば其過料の品は日本役人は是を取上べし

魯西亞人日本に於て阿片商賣を付て罪狀ある時其品取上一斤は付二十ルーブルの過料を日本役所へ納め猶本國嚴禁の掟を以て罰すべし

第十二條 軍用の諸物に日本役所の外へ賣べからざ尤も外國人互の取引の差構ある事なし

米並に麥は日本逗留の魯西亞人及び船に乗組たる者又は船中旅客食料の爲の用意は不足なく與るとも積荷として輸出する事と許さざる所の銅日本要用の餘分あれば其時日本役所にて公けの入札を以て拂ひ渡すべし

第十三條 外國の諸貨幣は日本貨幣同種類の同量と以て通用すべし金銀の銀と量目を以て比較するを云ふ双方の國人互に品物の代料を拂ふ日本と外國との貨幣を用ふる事妨なし開港後凡一年の中各港の役所より日本の貨幣を以て魯西亞人願次第引替渡すべし日本諸貨幣は銅錢を除き輸出する事を得並

外國の金銀の貨幣を鑄るも鑄ざるも輸出すべし

第十四條 双方國人の爭論ある時ハ兩國の役人吟味を遂げ日本人罪ある時ハ日本役所にてこれを罰し魯西亞人罪ある時ハ其國のコンシユルよりこれを罰する事都て下田條約に定めし如し

法を犯す魯西亞人の事付てハコンシユル願ふ依て扶助すべし其雜費ハ事毎ハ魯西亞コンシユルより相當の償を出すべし

魯西亞コンシユル居合ざる港あて犯法の魯西亞人ハ日本役人取押へ最寄のコンシユルに達し是を處置せしむべし

此條約中の規定並ハ別冊に記せる處の法則を犯すハ於てハ魯西亞コンシユル裁斷所へ申達し同所あて吟味の上取上品並ハ過料ハ日本役所へ差出すべし

第十五條 追て日本と魯西亞との條約を改め又ハ加入せんとする時ハ兩國政府再檢する事當然たりといへとも此條約調判より凡十四年を過る後兩國の内より一ヶ年前ハ通達すべし

第十六條 此後他國の者ハ許容せる廉ハ猶豫なく魯西亞國へも免すべし魯西亞國ハ於ての日本人も同様たるべし

第十七條 此條約の趣ハ來未年六月二日即千八百五十九年七月一日より執行すべし

本條約ハ日本大君の御名と奥印を署し老中俱ハ名を記し魯西亞の方にてハ國帝自ら名を記し高官のもの俱ハ名を記し國印を鈐して以て證とすべし

此條約ハ來未年六月二日千八百五十九年七月一日迄の内或ハ其以前にても都合次第又ハサントペートルビユルクハ於て取替すべし此假條約書ハ日本語魯西亞語ハ双方の全權各本國の文ハ調印し和蘭譯文ハ双方通詞名を記し是を添て取替すもの也

安政五年戊午七月十一日

永井玄蕃頭

井上信濃守

堀織部正

岩瀬肥後守

津田半三郎

税則

日本開きたる港々ハ於て魯西亞商民貿易の章程

第一則 日本開港の場所へ魯西亞商船入津次第二十四時中魯西亞の四十八時ハ

船司又ハ頭立たる者より日本役所へ魯西亞コンシユルの書付を差出すべし
此請取書ハ魯西亞國の掟通り認めたる船目錄其外の書類を魯西亞コンシユル
へ預けたる請取書なり

其上にて其者ども其船の差出書を出すべし

右差出書ハ入港の船の名其船を仕出したる港の名噸數船司又ハ頭立たるもの
の名乗組來る旅人の名乗組有之時ハ認め入し乗組の惣人數を認たるものよて
書付の通り相違なき旨を船司又ハ頭立たる者與書致し其名前を書載たるもの
なり

同時ハ其船の積荷の告書を役所ハ預くべし

右ハ其荷物の譜牒並ハ番付入目斤數とを送狀ハ認めし通ハ寫し其荷物引受先
の人々の名前を記したるものなり

船中用意の品物の目錄も告書へ書加ふべし

但船中用意の品も書付の通り相違なき旨船主又ハ頭立たる者與書し其名前を
記すべし

此告書の文面相違の廉を日本十二時魯西亞の二十四時の中ハ心付改るよ於て

ハ過料を出すハ及バせ其期限より後ハ書改るハ又ハ告書差出し方遲滞するハ
於てハ二十ルーブルの過料を日本役所へ納むべし

告書中ハ載ざる品を陸揚するハ於てハ其品二重の運上を日本役所へ納むべし
船司或ハ頭立たる者入港の手數前書の期限より怠らハ怠る毎ハ八十一ルーブ
ルの過料を日本役所へ納むべし

開きたる港ハ魯西亞コンシユル居合ざる時ハコンシユル取計筋の事件ハ魯西
亞と和親の外國のコンシユル又ハ日本運上所ハて取計ふべし

第二則 日本政府より其港内ハ入津の船々軍艦を除く外運上方改の役人乗入る
事當然たるべし

乗組の者共ハ右役人を丁寧ハ取扱ひ船中よて出來ハ丈ハ相當の用便をなすべ
し夜中ハ日本役所より免なくして荷卸すべからせ荷揚前船々出入口荷物を仕
舞置戸口メリ口とも夜中ハ日本役人錠を卸し又印封し夫々の取締をなせ置べ
し萬一免なくして是を開き又ハ錠印封を破り品物を引出す者あらハ其犯し
たる人每ハ八十一ルーブルの過料を日本役所へ取立べし
日本役所へ當然の差出を出させして荷卸致し又ハ其事を謀れる品々ハ次の箇



條に定めたる通り取押へ日本役所へ取上べし又其積荷の品目録を以て積荷用意品
 荷物の中高價の品々を積荷目録に記載せし取隠し置き収納を減せんと仕組たる
 者其品を日本役所へ取上べし其積荷目録に記載せし品目録を以て積荷用意品
 日本の開港る港より密賣買をするに勿論其仕組ある魯西亞船は是を日本役所
 へ取上たる上犯せる毎一千三百五十ルートの過料を納むべし其積荷目録を以て
 修復の爲入津の船々の積荷運上なく陸揚し日本役所へ預るべし併し藏敷作
 事並し商人等の諸入用へ相當の償を出すべし若し其荷物の内を賣拂ふ時其
 荷物丈の規則の通り運上を日本役所へ納むべし其積荷目録を以て積荷用意品
 積荷を同港内の他船へ移す時日本役人見分の上事情明白に相分り免狀を請
 る者定め運上なし

第三則 品物を送る荷主又引受先の者より入津の荷物を陸揚せんとする時
 其積荷の差出書を日本役所へ出すべし其積荷目録に記載せし品目録を以て積荷用意品
 此書面の荷主又引受人の名前積送りたる船の名荷物の譜牒番付其荷物の斤
 數石高每品の代料を認め其惣高を其書付の末に認むべし
 都て此差出書付の持主又引受人認めたる偽なき價を申立る書面にて日本役

所の規定に觸たる隠し荷物なき證據として銘々名前を認むべし
 右之通積荷目録又差出等の書類は日本役所より差出し右書付を以て積荷用意品
 等調べ濟迄は品物共日本役所の預りたるへし日本役人右之通差出たる書物の
 内又其惣体を定式の通改むべし若し運上所へ取寄せ改め見る事あれば輸入
 人の失費相懸を成るべく物品物の損せざる様致し改濟の上素の如く取始
 末すへし尤も取調方格外時日を費さざるべし

荷主又輸入人銘々持受の品改濟み役所より引渡さざる以前輸入の途中日
 本役所へ差出さざる以前の事を云 破壊損傷の品々心附時當人より其段運
 上役所へ申立其品取扱ふ職業にて廉潔なるもの兩人以上出會直組爲致其荷物
 毎損し高を歩割し記し其譜牒番數とも證書を認込へし尤も日本役人立合
 みて直組人等名を記すべし

右之證札兼て持參の差出書付へ添へ惣高の内を引落すべし尤も條約第十ヶ條
 の取極の通り運上役所にて取扱ふ事故障あるべしらむ
 諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すへし品物渡し方運上
 役所にて船中にて其者の願ふ任すべし輸出に極りたる荷物に船より輸送す

る前廣ふ運上役所へ船名荷物の譜牒番付入高斤數量目性合並み代料を記せる
差出書付を出し書面の通聊偽なき由を輸出入等證據として其名前を認むべし
運上役所へ差出以前船中へ積込たる荷物並み運上役所へ差出濟の上禁制の品
と竊み積荷の中み入れ有之の改めの上日本役所へ取上べし

船中常用の品又ハ乗組旅客常用衣類等ハ運上役所へ差出書付を出すよ及ハギ
第四則 出港手数を願ふ船にハ日本十二時魯西亞二十四時前ハ運上役所へ申立
べし此期限内ハ右手数運々せざる様取扱ハ勿論たるべし右手数差止る事あら
ハ日本役人より船司又ハ頭立たるもの並み其船の荷取引人等へ其段申渡し魯
西亞コンシユルへ申達すべし

魯西亞國の軍艦ハ入港出港とも運上筋の手数ハ及ハギ運上役所並み廻り方の
役人差構ふ事なし
魯西亞國飛脚の爲の蒸氣船ハ入港出港の手数を一日ハ致し日本ハ上陸する旅
客並み品物の外ハ告書差出し書面の手数なしと云ども何ク度にてハ入港の度
毎ハ入港出港の手数ハいたすべし
薪水食料等用意の爲入港の諸商船又ハ難船ハ其積荷の告書を出すよ及ハギと

いへども出港入港の手数ハ爲すべし若し其積荷を賣拂ハんと願ふ時ハ第一則
の通り定式輸入の手数をいたすべし
税則並み條約書中ハ船と唱ふるものハシキツフバルクブリツキスクーチルス
ルーフ蒸氣船等を都ていふなり

第五則 日本運上役所の規則ハ違ハたる偽りの差出積荷目録を出し證書ハ名前
を記せる輩ハ其犯す毎ハ百六十八ルーブルの過料を日本役所へ納むべし

第六則 噸税ハ日本開港の場所ハ於て魯西亞船より取立ぎといへども左の規定
の通其地々々の運上役所ハ納むべし
一船の入港手数ハ付 二十ルーブル二十コビーキス
一船の出港手数ハ付 十ルーブル

運上所より出る各免狀並み其外の各書ハ付 二ルーブル二コビーキス
商税目録

魯西亞人日本開港場所ハ持越し陸揚する諸品物ハ付日本役所へ左の目録の通り
運上を納むべし
第一類 貨幣ハ造りたる金銀並み貨幣ハ造らざる金銀常用の衣類家財並み版本



以上商賣よせざる日本在留する魯西亞人所持の物を云

右の品々の運上なし

第二类 船の造作綱具修復装置の爲用ゐる諸品物鯨漁道具の諸品日蒸氣器械

石炭 トマン 鉛 錫 生絹 米粃 バン並バンの粉 填漬食物の諸品 活

獸の諸類

右の品々の五分の運上を納むへし

第三類 都て蒸溜泡醸又の他の法にて製し心神を酔むる飲もの

右の三割五分の運上を納むへし

第四類 惣て前類の内へ記さざる品々の二割の運上を納むへし

金銀貨幣並の掉銅の外都て日本産の品を積荷として輸出する時五分の運上

を納むへし

右の神奈川開港後五年に至り日本政府是を望まば商税目録を再議すへし

十一日 命シテ琉球人今年秋參府ノ期ヲ延シム

松平薩摩守へ 御代替ふ付當秋琉球人召連れ參府の様先達て相達置ひ處難差置

御國事多端の折柄付琉球人參府の儀の先御差延被成ひ段被仰出ひ其方儀の參

府可有之ひ

右之通薩摩守へ相達ひ旨被達

但爰御代替と云の六ヶ年前嘉永六癸丑年と云なり

十二日 將軍家病ニ依テ養君魯人ヲ柳營ニ見ル

公方様御疝癩氣付爲御名代宰相様出御被爲在ひ

但船の翌十三日退帆いたし事

十三日 姫宮降誕ニ就テ高家宮原内藏頭ヲ京都ニ使ス

高家宮原内藏頭 右宰相様御使兼依之金十五枚時服三羽織被下

十七日 御所向取締ヲ命スルニ就テ金二千兩ヲ内藤豊後守ニ貸ス

伏見奉行内藤豊後守京都御所向取締兼勤付金二千兩拜借被仰付之

十八日 英吉利國條約並ニ稅則書官判ノ寫

帝國大日本大君と大貌利太泥亞および意而蘭土の女王と永く親睦の意を堅くし

且其各臣民貿易の交通を容易おせん事を欲して此平和懇親及び貿易の條約お

よはん事を決し日本大君の水野筑後守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後

守津田半三郎此事を任じ貌利太泥亞及び意而蘭土の女王の日本お越たるエル

デンエンキンカルデン命と双方委任の書を照應して下文の條々を合議決定す
第一條 日本大君と貌利太泥亞および意而蘭土の女王其親族並み世々其互の所
領臣民の間み永久の平和懇親あるへし

第二條 日本大君のロンドンに在留する政事を預る役人を任す並み貌利太泥亞
の各港の中に在留する諸取締の役人及び貿易を處置する役人を任すへし其政
事は預る役人及び頭立たる取締の役人の故障なく貌利太泥亞の國內を旅行す
へし

第三條 貌利太泥亞および意而蘭土の女王の江戸府に在留するデプロマナーキアゲン
ト並み此條約にて貌利太泥亞貿易の爲に開きたる日本の各港の中に在留する
コンシユル或はコンシユライルアゲントを命すへし其デプロマナーキアゲン
ト及びコンシユルセテラールの故障なく日本國を旅行すへし

第三條 神奈川長崎函館港および町の安政六年未六月二日西洋紀元千八百五十
九年七月一日に貌利太泥亞臣民のため開くへし其外次いふ所の場所を期
限の通り貌利太泥亞臣民の爲に開くへし
兵庫 午七月より凡五十二ヶ月の後より即千八百六十三年一月一日

新潟 若し不都合の事あらば代りの港を日本の西海岸にて午七月より凡十
六ヶ月の後より即千八百六十年一月一日開くへし

前記載せし各港及び町に於て貌利太泥亞臣民居留を許すへし彼等一箇の地を
賃を以て借り其地にある建物を買ふ事妨なく且住居倉庫を建る事を許すとい
へども是を建るに托して要害の場所を營むへし此掟に隨ひしむる爲其建
物を普請修補する時日本役人見分する事當然たるへし

貌利太泥亞臣民其建物のため得る一箇の場所及び港々の規定の各所の日本役
人と貌利太泥亞コンシユルと定むへし若し同意し難き時其事件を日本政府
と貌利太泥亞デプロマナーキアゲントに示し處置せしむへし其居留場の周圍
に門牆を設け出入自在にすへし

日本開港の場所に於て貌利太泥亞臣民遊歩の規定左の如し
神奈川 六郷川筋を限とし其他の各方へ凡十里
函館 各方へ凡十里
兵庫 京都を距る事十里の地へ貌利太泥亞人立入ざる筈に付其方角を
除き各方へ十里且兵庫に來る船々の乗組人の猪名川より海灣迄の

川筋を越ゆへくらぎ

都て里數の各港の奉行所又の御用所より陸路の程度なり

長崎 其町の周圍ある御料所を限りとす

新潟の治定の上境界を定むべし

江戸 午七月より凡四十ヶ月の後より即千八百六十二年一月一日

大坂 同斷凡五十二ヶ月の後より即千八百六十三年一月一日

右二箇所のたゞ商賣を爲すためのみ逗留すべし此兩町に於て貌利太泥亞臣民家屋を價を以て借るべき相當なる一區の場所及び歩行すべき規程に追て日本役人と貌利太泥亞デプロマナーキアゲントと定むべし

第四條 日本に在る貌利太泥亞臣民の間お起る事ハ貌利太泥亞司人の裁斷たるべし

第五條 貌利太泥亞臣民お對し惡事をなせる日本人ハ日本司人にて糺し日本法度お隨て罰すへし日本人或ハ外國の臣民ハ對し惡事をなせる貌利太泥亞臣民ハコンシユル或ハ其他の官人にて糺し貌利太泥亞の法度ハ隨て罰すべし裁斷ハ双方お於て偏頗なりるべし

第六條 貌利太泥亞人日本人おおるて認ふべき事あらバコンシユル館ハ趣き其旨を告べしコンシユル吟味の上實意お處置すべし萬一差かゝり日本人より貌利太泥亞人お就てコンシユルへ訟をなす事あるとも又コンシユル實意お處置すべし若しコンシユル是を處置しがたき時ハ日本司人へ申立俱お吟味し當然の判斷をなすべし

第七條 貌利太泥亞人日本商人ハ逋債ありて償ひを怠り又ハ奸曲ある時ハコンシユル是を裁斷して嚴重お償ひしむべし日本商人の貌利太泥亞人ハ逋債あるも日本司人これを處置するハ同様なるへし

第八條 在留の貌利太泥亞人日本の賤民を雇ひ諸事お充る事妨なし

第九條 在留の貌利太泥亞人自ら其國の宗旨を念し拜所を居留の場所ハ營む事障りなし

第十條 外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量を以て通用すへし
双方の國人互お物價を拂ふ日本と外國との貨幣を用ゐる事妨なし
日本人外國の貨幣ハ慣はされハ開港の後凡一ヶ年の間各港の役人より日本の

貨幣を以て貌利太泥亞人願次第引替渡すへし鑄直しの分割へ差出す及ばせ
日本諸貨幣の銅錢を除き輸出する事を得並ふ外國の金銀の貨幣を鑄るも鑄さ
るも輸出すへし

第十一條 貌利太泥亞海軍の爲用意の品に神奈川長崎函館の内陸揚陸庫内
納め貌利太泥亞番人守護するもの運上の沙汰及ばせ若其品を賣拂ふ時
買得る人より規定の運上を日本役所納むへし

第十二條 貌利太泥亞船日本海岸ふて破船又ハ漂着し或ハ危難を遁れ來る事を
知らハ日本の司人は是を救ひ厚く扶助を加へて最寄のコンシユルへ送り渡すへ
し

第十三條 貌利太泥亞商船日本の開ける港に來る時並ハ規定の租税及ハ逋債拂
ひ濟めて港を出る時水先案内を雇ふ事勝手たるへし
第十四條 貌利太泥亞人開たる各港に諸品物を輸入し賣拂又ハ買入輸出する事
自由なるへし

制禁外の品物規定の運上納濟の上ハ其他の運上ハ拂ふ事なし
軍用の諸物日本役所の外へ賣へからす尤も外國人互の取引ハ差構ある事なし

双方の國人品物を賣買する事總て障りなく其拂方等あ就てハ日本役人は立
會はず諸日本人ハ貌利太泥亞人より得たる品を賣買し或ハ所持する事俱ハ妨
なし

第十五條 日本の運上所めて荷主申立の價を奸ありと察する時ハ運上役より當
前の價を付其荷物を買入る事を談すへし荷主若しこれを否む時ハ運上所より
付たる價ふ從て運上を納むへし承允する時ハ其價を以て直買上へし

第十六條 輸入ハ荷物定例の運上拂濟の上ハ日本人より國中に輸送するとも別
ハ運上を取立る事なし
第十七條 貌利太泥亞商船開きたる港に品物を輸入し規定の運上納濟の證書あ
れハ再ハ其物品を他の開きたる港に轉致し陸揚するとも重税ハ取立ざるへし

第十八條 開きたる港の日本司人密商奸曲を防ぐ爲め相當の規則を立へし
第十九條 過料取上もの類ハ都て日本役人ハ屬すへし
第二十條 此條約に係たる商法の別冊ハ本書同様双方の臣民互ハ遵守すへし

日本貴官又ハ委任の役人と日本に來れる貌利太泥亞國のデプロマナーキアゲ
ントと此條約の規則並ハ別冊の條を全備せしむる爲の規律等談判を遂ぐべし

第廿一條 此條約ハ日本英吉利及和蘭語めて書シ各翻譯ハ同義同意にして和蘭
翻譯をもと見見るへ都て貌利太泥亞のザプロマケーキアгентト及コンシユ
ライルアгентトより日本司人ふいたす公事の書通ハ向後英語にて書すべし尤
も此條約調判の月日より五ヶ年の間ハ日本或ハ和蘭の譯書を添へし

第廿二條 兩國めて條約の實地を驗シ改革せん事を求むる時ハ其一年前ハ通達
して再驗と爲すへ其事の今より凡十四年の後ハあるへし

第廿三條 日本政府より向後外國の政府及ハ臣民ハ許すへき殊典ある時ハ貌利
太泥亞政府國民へも同様の免許有へし

第廿四條 此本書ハ日本よりハ大君の御名と奥印を署シ貌利太泥亞よりハ女王
自ら名を記シ印を調シ一年の内江戸ハ於て取替すべし右取極のため安政五年
午七月十八日江戸ハ於て前ハ載たる兩國の役人等名を記シ調印するもの也

- 水野 筑後守
- 永井 玄蕃頭
- 井上 信濃守
- 堀 織部正
- 岩瀬 肥後守

津田 半三郎

税 則

日本開きたる港々ハ於て貌利太泥亞商民貿易の章程

第一則 日本開港の場所ハ貌利太泥亞商船入津次第二十四時中貌利太泥亞の四
十八時但日曜日を除くハ船司又ハ頭立たる者より日本役所へ貌利太泥亞コン
シユルの請取の書付を差出すべし

此請取書ハ貌利太泥亞國の掟通り認たる船目錄其外の書類を貌利太泥亞コン
シユルへ預けたる請取書なり
並ハ其者ども其船の差出書を出すべし

右ハ入津の船の名其船の仕出ハ場の港の名噸數船司或ハ頭立たる者の名乗來
る旅人の名乗組有之節ハ認入る一船の乗組人數を認たるものハして書面の通
相違なき旨を船司或ハ頭立たる者奥印いたシ證據として當人の名前を認め入
たるものなり

同時ハ其船積荷の告書を役所ハ預くべし
右ハ其荷物の記號並ハ書付且其入目斤數等を送狀ハ認めシ通ハ寫シ荷物引受

先の人々の名を記せるものなり

船中用意の品物目録も告書お加ふべし

但船中用意の品も書面の通相違なき旨船司又ハ頭立たるもの奥書し其名前を記すべし

此告書の文面相違の廉日本十二時貌利太泥亞の二十四時但日曜日を除くの中
お心付き改るお於てハ過料の沙汰お及バ若し其期限後お至り書改むるり又
ハ告書お書入れするお於てハ十五ドルラルの過料を日本役所へ納むべし

積荷物目録告書中お載ざる品を陸揚するお於てハ其品二重の運上を日本役所
へ納むべし船司或ハ頭立たるもの入港の手數納方前書の期限後るゝ時ハ過料
として一日怠る毎お六十ドルラルの過料を日本役所へ納むべし

第二則 日本政府より其港内入津の船々軍艦を除く外運上改方の役人を乗組す
る儀當然たるべし

乗組の者おもハ右役人お對し不敬無之丁寧お取扱ひ致し船中可成丈相當の用
便をなすべし

夜中ハ日本役所より許しなくして荷卸すべりら若荷揚前船々出入口荷物仕舞

置戸口おり口とも夜中ハ日本役人錠を卸し或ハ印封し夫々の取締をなし置べ

し萬一許なく是を開き又ハ錠印封を破り荷物を引出等の者ハ其犯せる人毎お
六十ドルラルの過料を日本役所へ取立べし

日本役所へ當然の差出書を出させしめて荷卸し致し或ハ其事を謀れる品々ハ次
の箇條お定めたる通り取押へ日本役所へ取上べし

荷物の中積荷目録お載ざる品々を取隠し置き収納を減せんと仕組たるものハ
其品を日本役所へ取上べし

日本の開りざる港にて密賣買をなすハ勿論其仕組有之貌利太泥亞船ハ其品を
日本役所お取上の上犯せるおとハ千ドルラルの過料を納むべし

修復のため入津の船々ハ運上なく積荷を陸揚し日本役所へ預るへしと云おも
藏敷作事並お番人等の諸入用ハ相當の償を出すへし

若し其荷物の内を賣拂ふ時ハ其荷物丈ハ規定の通日本役所へ運上を納むへし
荷物を同港内の他船へ移す時ハ日本役人見分の上事情明白お相分り免狀を受

る上ハ定の運上なし
阿片の輸入ハ禁制なる故若し日本お商賣お來る貌利太泥亞船阿片の量目三斤

以上船中お所持する時、其餘量ハ日本司人取上へシ且阿片を密賣シ或ハ其事を謀る輩ハ阿片一斤ごと十五ドルラルの過料を日本役所へ取立へシ

第三則 品物を送る荷主又ハ引受先の者より入津の荷物を陸揚せんとする時ハ其荷物の差出書を日本役所お出すへシ

此書面ハ荷主又ハ引受人の名前積送リたる船の名荷物の記號番付其積荷の斤數石高每品の代料を認め其惣ノ高を其書付の末ニ認むべシ

都て此差出書付ハ持主又ハ引受人認めたる偽りなき價を申立る書面おて日本役所の規定おふれたる隠シ荷物なき證據として銘々名前を記すへシ右之通積

荷目錄差出等の書類日本役所お差出シ右書付引合せ積荷用意品等取調べ濟迄ハ品物ハ日本役所の預リたるへシ

日本役人右の通差出たる荷物の内或ハ物体と定式の通り改むへシ若シ運上役所お引上改むる事ある時ハ輸入人の失智相懸テ可成丈品物の損せ

ざる様お致シ改濟の上ハ素の如く取始末すへシ尤も取調方格別時日を費さゞるへシ

荷主或ハ輸入人銘々持受の品改濟み役所より引渡さゞる以前輸入の途中(日

本役所へ差出さゞる以前の事と云)破壊損傷の品々心附時ハ當人より其段運上役所ニ申立其品取扱ハ職業の廉潔なる者兩人以上出會直組致させ其荷物毎

ノ損シ高歩割お記シ其記號番數ともお證書お認め込へシ尤も日本役人立合おて直組人等名を記すへシ右の證札兼々持參の差出書へ添惣高の内を引落すへ

シ尤も條約第十五條の取極の通り運上役所おて取扱ハ事故障あるハからモ諸運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すへシ荷物渡方ハ運上役

所おても船中よても其者の願お任すへシ輸出お極りたる荷物ハ船ニ輸送する前廣ニ運上役所へ船名荷物の記號番付入高斤數量目性合並ニ代料を記せる差

出書付を出シ書面の通聊ク偽なき由を輸出人等證據として名前を認むへシ運上役所へ差出す以前船中へ積込たる荷物等運上役所へ差出シ濟の上禁制の

品を竊お荷物の内へ入れ有之ハ改の上日本役所へ取上へシ船中當用の品又ハ乗組旅客の當用衣類等ハ運上役所へ差出さゞるへシ

第四則 出港手數を願ふ船おハ日本十二時貌利太泥亞二十四時前ニ運上役所へ申立へシ此期限内ハ右手數遅々せざる様取扱ふハ勿論たるへシ右手數差止る

事あらハ日本役人より船司又ハ頭立たる者並お其船荷の取引人等へ其段申渡

し貌利太泥亞コンシユルに申達すへし
貌利太泥亞軍艦へ入港出港運上筋の手續及へる運上役人並ふ番兵等差構ふ事なし

貌利太泥亞飛脚の爲の蒸氣船へ入港出港の手續を一日おいたし日本へ上陸する旅客並ふ品々の外へ告書し差出し書面の手續なしといへども何ヶ度おても入港の度毎ふ出港入港の手續に致すへし薪水食料等用意のため入港の鯨漁船或へ難船へ其積荷の告書を出さすといへども若し其積荷を賣拂へんと願ふ時へ第一則の通り定式輸入の手續をいたすへし

税則並ふ條約書中ふ船と唱ふるものハシキツババルグブリツキスクーチルスルーブ蒸氣船等を總ていふなり

第五則 日本運上役所の規則に違ひたる偽差出し積荷目録を出し並ふ證書の名称を記せる輩へ其犯ことお百二十五ドルラルの過料を日本役所へ納むへし

第六則 噸税へ日本開港の場所おあるて貌利太泥亞商船より取立すといへども左の規定の通り其地々々の運上役所へ納むへし

一船の入港手續お付 十五ドルラル

一船の出港手續お付 七ドルラル

一夫々の免狀お付 一ドルラル半

場所々々健固狀お付 一ドルラル半

其外の各書お付 一ドルラル半

第七則 惣て日本開港の場所へ陸揚する物品へ左の運上目録に從ひ其地の運上役所へ租税を納むへし

第一類 貨幣お造りたる金銀並ふ造らざる金銀當用の衣服家財並ふ商賣のためよせざる書籍

何れも日本居留のため來る者の所持の品へ限るへし
右の品へ運上なし

第二類 凡て船の造立綱具修復或へ船装の爲へ用ゐる品々鯨漁具の類 鹽漬食物の諸類 バン並バン粉 生たる鳥獸類 石炭
家を造るための材木米穀蒸氣の器械木綿及羊毛の織物 トタン 鉛錫 生絹
右の品へ五分の運上を納むへし

第三類 都て蒸溜或へ醸し種々の製法よて造りたる一切の酒類

右の三割五分の運上を納むべし

第四類 凡て前條に舉ざる品あり何れも寄らざり二割の運上を納むべし

金銀貨幣掉銅の外都て日本に産し積荷として輸出する品物あり五分の運上を納むべし

米並み麥の日本逗留の貌利太泥亞人並み船に乗組たるもの及船中旅客食料のための用意の與るとも積荷として輸出する事を許さず

貌利太泥亞船にて開きたる港あり持こたりし外國の穀物も陸揚げせざる時の故障なく再び輸出すべし

日本産する處の銅の日本要用の餘分あれば其時々公けの入札にて賣渡すべし神奈川を開港の後五ヶ年お至り日本或は貌利太泥亞政府の望にて出港入港の税則を再議すべし

- 水野 筑後守
- 永井 玄蕃頭
- 井上 信濃守
- 堀 織部正
- 岩瀬 肥後守
- 津田 半三郎

廿日 假條約書ヲ英ニ送ルノ旨ヲ達ス

今般イギリス國より使節差越し條約取結び儀申立み付再應應接の上願立み趣取縮めアメリカの振合を以て假條約爲取替り相成り昨十九日退帆いたし此段爲心得向々へ可被相達し

廿一日 養君ノ諱ヲ家茂ト命ス並ニ物ヲ諸吏ニ賜フ

公方様より宰相様へ 御刀義弘代金三百枚被進之○林大學頭時服五 右宰相様御名乗御用相勤み付於奥被下○久世大和守へ御刀寶壽代金二十五枚 宰相様より時服十○遠藤但馬守へ時服六 宰相様より同五○御側向平岡丹波守時服五 宰相様より同四○井伊掃部頭時服七 宰相様より同斷○御老中方並み脇坂中務大輔時服六宛 宰相様より同斷○若年寄中西九とも時服四宛 宰相様より同斷○御側衆西九とも時服三宛 宰相様より同斷○御小性組番頭格奥勤戸川播磨守村松郷右衛門時服二宛 宰相様より同斷○所司代酒井若狹守時服六 宰相様より同斷 右御養君御祝儀み付奥表等にて何れも拜領被仰付

廿二日 柳營ノ密議ヲ諸侯ニ漏ス可ヲサルノ旨ヲ達ス 大目付御勘定奉行外國奉行御目付御勘定吟味役へ 夷國船渡來み付て人耳を

立ひ時節の處國持衆を始め御役人共へ懇意を結び事實の儀承り度存意の者も有之哉。相聞え如何の儀。有之全く徳川家御處置の儀儀の表方にて承知致間敷儀。あて表衆へ行ひ上へ格別内輪の評議等前以て相知の儀にて人心の障り相成ひ事故以來表大名と突合ひ儀へ勿論雖爲御譜代大名へ御用筋堅く相漏れ申間敷事

幕府物ヲ京都並ニ日光門跡ニ進ス

此度京都へ御進獻物酒井若狹守持參 吉野山花入青瓷焼小堀大膳 六枚折御屏

風一双繫馬極彩色鳥羽僧正筆と云

日光御門跡へ巻物十 宰相様より巻物二十一種一荷 右高家宮原民部大輔品川

式部大輔を以て被遣之

○八月

二日 將軍家病

公方様少々不被遊御勝方右ふ付爲伺御機嫌溜詰同格雁之間詰奏者番且病氣幼少在國在邑の面々使者差出不及

八日 將軍家定公薨

八月八日巳下刻 公方様薨御御年三十五九月十日惣出仕十一日万石以上の面々宰相様へ爲伺御機嫌出仕事

巷説御内實七月六日薨御と云ふ其御病症くさくさの風説あれ共實ハ暴瀉病なりと然れども暴瀉病我國流行の最初故醫師初め病症譯り難し且流言を醸せし者ありてますく奔馬ハ鞭打が如く虚説盛なりと雖とも後日暴瀉病流行是が爲ハ江戸死亡人二万八千餘人ハ及ふ此時ハ至り醫師熟考すれハ先の譯り難き病症ハ則暴瀉なりと

宰相家茂ヲ稱シテ上ト曰フ

前將軍遺言ニ仍テ政事補弼ヲ田安中納言ニ命ス

宰相様御若年(十三歳)係座被成の間御政事向の義當分の内田安中納言殿御後見被成の様との御遺言ハハ入念大切ハ可相勤旨被仰出仕事

上野芝等御成ノ時窓蓋ノ制ヲ舊ニ復ス

兩山御成並ハ係鷹野其外係成の節窓蓋ハ不及旨去る辰年被仰出仕處以來兩山御成の節ハ窓蓋いたし可申

十三日 和親條約事件ニ就テ佛國軍艦品川海ニ來ル

佛蘭西軍艦三艘昨十三日品川沖へ入津致し右の使節を以て國書差越和親交易の條約江戸に於て爲取替致し度旨申立の付役々出張應接の積りふ此段爲心得達事 旅宿愛宕下眞福寺なり

十八日 將軍遺骸ヲ東叡山ニ葬ル

八月十八日巳の刻御出棺申の刻埋葬但し上野御先へ相越ひ面々衣冠布衣素袍着之係供の面々布衣以上白帷子長袴布衣以下同半袴着用○御道筋の屋敷前提灯水桶出す○御靈屋御造立無之 常憲院様 有徳院様 孝恭院様御相殿御寶塔の儀ハ御代々様御格の通○同廿一日徳川賢吉殿徳川攝津守殿參詣並み松平筑前守松平安藝守○同廿二日田安殿並み諸大名万石以上並み嫡子○同廿三日高家諸衆御奏者番同嫡子菊之間縁頼諸番頭芙蓉之間御役人中奥衆兩日の内一度參詣○同廿五日廿六日布衣以上の御役人醫師兩日の内一度參詣○同廿七日寄合の面々參詣○同廿八日廿九日三十日御番衆小役人三日の内一度參詣右朝より九時迄の内直垂狩衣大紋布衣の面々並み法印法眼ハ其裝束無官ハ白帷子長袴着○御道筋並み御香奠獻上等の儀ハ如御先規之○御葬送の節無襲衣冠卷纓鞘卷の太刀を佩未廣持之但し冠の緒ハこよりかけ可仕未廣ハ黒骨白骨シメカサキの無差別勝手次第○御

法事中相話の面々白帷子着用○是より當月九日御贈官位並み御院號の儀ハ付京都へ御使御小性組石川六左衛門御書院番管沼右近金二枚ツ、被下之○同十三日より市中商賣係免

廿七日 暴瀉病流行ニ就キ療治ノ方法ヲ達ス

此日暴瀉病療治觸達有之と雖ども其療治方爰ハ洩る暴瀉病七月下旬より天下普く流行阿蘭陀國にてハコレラと云よし兩三度も暴瀉すれば更ハ治し難し故ハ是をユロリ病と通言する也○八月中江戸中町屋計り病死人一万二千五百九十三人と云ふ全流行始終七月廿日頃より九月十日頃迄凡五十日の間武家及寺院町方等人別書上ハ洩れし者共大概差加へ凡三万人程の死亡と云

○此月

彗星乾方ニ出ツ

此月十月初夜の頃より戌亥の方ハ彗星出現光芒至て小いさし同十六夜ハ至り見え

○九月

朔日 前將軍御臺所ヲ稱シテ天璋院ト曰フ

嘉永元年閏七月廿七日
我皇御覽
御覽
御覽

此日御臺様御事天璋院様と可奉稱旨被仰出之
昭徳公將軍宣下の時ふ至り從三位 勅許有之

同廿三日松平薩摩守 右ハ七月廿日於國許卒去ハ付天璋院様定式の通り忌五十
日服十三ヶ月被爲請ハ事〇同五日島津又次郎へ白銀五十枚 右父薩摩守卒去ハ
付上使御奏者番を以て御香奠被遣之

三日 佛蘭西國條約並ニ規則書官判ノ寫

佛蘭西皇帝と日本大君と信誼を結び兩國の人民交易を通ト其交際の永くかはら
せして兩國の爲利益ある交易の條約を定めんと欲して佛蘭西皇帝よりハ全權の
使節シユハンハベテイステルイスゴロノカミを遣ヒ日本大君ハ其事を水野筑後
守永井玄蕃頭井上信濃守堀織部正岩瀬肥後守野々山鉦藏ハ命ト双方委任の書を
照應して左の條約を決定セリ

第一條 佛蘭西國と日本國と世々親睦なるべし

佛蘭西國の人日本ハ居留セバ其人々を日本ハ於て懇ハ扱ふべし日本國の人佛
蘭西國ハ居留セバ佛蘭西ハ於ても又懇ハ扱ふべし

第二條 佛蘭西國よりミニストルを日本江戸へ差越ヒ並ハ日本の開きたる港へ

佛蘭西のコンシユル又ハ其代りの者を差越すべし日本ハ居留する佛蘭西のミ

ニストル並ハコンシユルゼテヲールハ日本國の部内を旅行する免許あるべし
日本國より政事ハ預る役人をパレイスへ遣すべし

日本國より佛蘭西の港々へ取締の役人及ハ交易を處置する役人を遣すべし其
政事ハ預る役人及ハ頭立たる取締の役人ハ佛蘭西國の部内を旅行すべし

第三條 神奈川長崎函館港及ハ村ハ安政六未年七月十七日西洋紀元一千八百五

十九年八月十五日佛蘭西人交易の爲ハ開くべし

新潟表もハ其港を開キ難キ事あらハ日本西の方ハて別ハ一ツの港並ハ村ヲ午
八月より凡十五ヶ月の後より一千八百六十年一月一日開くべし兵庫港並ハ村
を午八月より凡五十一ヶ月の後より一千八百六十三年一月一日開くべし開キ
たる港ハ佛蘭西人ハ居留を許すべし其居留の地ハ一ヶ所ハして價を出シ地を
かり住宅倉庫を建る事とも許すといへとも是を建るハ託して要害の場所を取
建べからせ此掟を守らしめんガ爲メ佛蘭西人家を建又ハ普請する節ハ日本役
人時々見改むべし

佛蘭西人住宅倉庫を建る地ハ日本役人と佛蘭西コンシユルと相談の上定むべ

嘉永元年閏七月廿七日
戊午
二十九
城崎向城崎

し

港々の定則日本役人と佛蘭西コンシユルと相談の上定むべし

若し議定しがたき時佛蘭西ミニストルと日本政府とへ申立相談の上取計ふべし

佛蘭西人居留の場所へ垣屏等の圍を設けず出入自在おすべし

佛蘭西人遊歩の規程左の如し

神奈川より六郷川筋迄歩行すべし(其川ハ川崎と品川との間あり)其外ハ十里まで行べし

函館ハ十里四方へ行べし

兵庫も同様なりまかハ京都の方へハ何れの方より參るとも十里手前あて止むべし

佛蘭西船々の乗組人ハ猪名川の筋を越ぬべからず(其川ハ兵庫と大坂との間あて攝津の海あ入る川なり)里數ハ役所又ハ所用所より陸路の程度なり

長崎ハ其町の周圍ある滄料所を限りとす

新潟又ハ右ハ代る港遊歩の規程ハ追て日本政府と佛蘭西のミニストルと相談

の上定むべし

只商賣を致す間のみ佛蘭西人一千八百六十二年一月一日より江戸へ在留すべし一千八百六十三年一月一日より大坂へ在留すべし又右ニテ所ハ於て佛蘭西人日本の家を價を出し借るべき一區の場所並み散步の規程ハ追て日本政府と佛蘭西のミニストルと相談の上定むべし

第四條 日本ある佛蘭西人自國の宗旨を勝手み信仰いたし其居留の場所へ宮社を建るも妨なし

日本ハ於て踏繪の仕來りハ既ハ廢せり

第五條 日本ある佛蘭西人の間み爭論起る事あらバミニストル又ハコンシユール取計ふべし

第六條 佛蘭西人日本人み對し不埒の事あらバ佛蘭西コンシユル糺明の上自國の法度と以て罰すべし

日本人佛蘭西人み對し若し不埒の事あらバ日本役人糺明の上日本の法度を以て罰すべし但し何れも偏頗なく取行ふべし

第七條 佛蘭西人日本人み對し訴訟の事あらバ佛蘭西コンシユルへ其事を告げ

コンシユル事の次第を吟味し實意より取計ふべし又日本人佛蘭西人あ對し訴訟あらば奉行所へ其事を告げ奉行所にて事の次第を吟味し實意より取計ふべし若し佛蘭西コンシユル取計ひ兼る節は日本高官の助をかり相談の上取計ふべし

第八條 佛蘭西人日本の開きたる港々あ於て自國の品物の勿論他國の品物あても商賣いたす事苦しからせといへども日本禁制の品物の商賣いたすべからせ其節は定めたる通りあ運上を出すべし

武器は日本政府並し外國人の外へ賣へからせ

佛蘭西人日本人と何品あよらせ日本役人立合なくして賣買苦しからせ代金を拂ふ節も同様なるべし

日本人の何人あ寄らせ佛蘭西人と品物賣買且所持する事苦しからせ日本あある佛蘭西人日本の賤民を雇ふ事障りなし

第九條 此度定めたる商法の條約の通守るべし此條約並し交易の法を十分より取行ふ爲の規律を全備せんと要せば佛蘭西ミニストルと日本高官と議定すべし

第十條 日本禁制の物持渡らさるるため又偽りて運上を出さざる事を防ぐ爲よ日本政府にて港々へ掟を立べし條約又し交易の規則を守らさるる者の過料又し

荷物ともよ日本政府へ取上べし

第十一條 佛蘭西船日本の開きたる港々來る時水先のもの勝手あ雇ふべし佛蘭西人借財並し運上拂濟の上あて出帆の節港外迄の水先案内の勝手よ雇ふべし

第十二條 佛蘭西人持渡りたる品物運上納濟にて日本役人より請取書を請取り外開きたる港へ持行賣拂ふ時運上を出すあ及ばせ

第十三條 佛蘭西人日本の開きたる港へ持渡りたる品物定例の運上拂ひし上は日本人國中あ持行とも運上取立る事なし

第十四條 外國の貨幣日本にて通用致さすべし其通用は日本の貨幣と外國の貨幣金の金銀の銀と懸合すべし

佛蘭西人日本人との商賣は日本の貨幣と外國の貨幣と取交用るべし

日本人外國の貨幣あ慣らざれば交易の初發あ當用丈は日本貨幣を外國貨幣と懸合せ役所にて佛蘭西人へ引替渡すべし日本通用金銀と外國の金銀は持行事苦しからせと云ども日本銅錢と貨幣あ拵らへざる金銀は持行べりらせ

第十五條 佛蘭西人品物持渡り運上少なく拂はんがため其價を減下ると察せ

バ日本役人は是を改め相當の價を付べし佛蘭西人其價にて承引せば其價を少しも減ざる事なく日本役所へ買入べし若し是を否む時付たる價は從ひて運上を納むべし

第十六條 佛蘭西船又ハ難風ニ逢ヒ日本の地ニ漂着致したるト日本役人承らバ成たけ其人々を救ヒ覆慙を加ヘ最寄の港ニある佛蘭西コンシユルヘ送るべし第十七條 佛蘭西の軍艦ハ屬したる肝要の品々ハ運上なく神奈川並ハ函館長崎の庫ハ入置き佛蘭西國番人守るべし若し其品日本人又ハ外國人へ賣拂ふ時ハ買取たる人より外品同様日本役所へ運上を出すべし

第十八條 日本人佛蘭西人よりの借財を拂へざして出奔致したる節ハ日本役人吟味いたし拂方いたさすべし

佛蘭西人日本人よりの借財を拂へざして出奔いたしたる節ハコンシユル吟味致し拂方致さすべし併し双方役人より其借財を償ふ事ハ成さざるべし

第十九條 以後何事にても外國人へ免許したる事ハ佛蘭西政府又ハ佛蘭西人へも同様ハ免許あるべし

第二十條 今より凡十四ヶ年後ニ至リ此取極たる條約の内改る事あらハ日本政

府又ハ佛蘭西政府より一年前ニ知らせ置き双方談判の上改むべし

第廿一條 佛蘭西ミニストル並ハコンシユルより日本高官へ書面にて懸合ふ事あらハ佛蘭西語を以てすべし日本にて速ハ解する爲ハ五年の間ハ都て日本語並ハ佛蘭西語にて認むべし

第廿二條 此條約本書ハ佛蘭西皇帝自ら名と記し印を押し日本大君奥印して今より後一年の内ハ佛蘭西使節と日本委任の役人と江戸ニ於て取替すべし

此條約ハ佛蘭西よてハ佛朗西語を用る日本の片假名を添へ日本よても和文を用る片かなを添へし其文意ハ何れも同様なれとも猶兩國ハて通ずる和蘭語の譯文を双方より添たり若し條約ハ解しがたき事あらハ其蘭文を以て證とすべし此文ハ魯西亞英吉利亞墨利加條約ハ添たる和蘭陀語譯文と同儀なり

安政六未年七月十七日西洋紀元一千八百五十九年八月十五日ニ至りて本書取替せ濟きとも此條約の趣ハ其日より執行ふべし

其證據の爲安政五年九月三日江戸ニ於て前ハ載たる兩國の全權此條約ノ名を記し調印するもの也

水野 筑後守
永井 玄蕃頭

新編 明治 神皇正統記 卷之七十七
我皇 御代 御書 御覽

井上 信濃守
堀 織部正
岩瀬 肥後守
野々 山鉦藏

税 則

日本開きたる港々於て佛蘭西商民貿易の章程

第一則 日本開港の場所へ佛蘭西商船入津次第二十四時申佛朗西の四十八時但日曜日を除く船司又ハ頭立たるものより日本役所へ佛蘭西コンシユルの請取の書付を差出すべし
此請取書ハ佛蘭西國の掟通り認たる船目錄其外の書類を佛蘭西コンシユルへ預けたる請取書なり
並ハ其者ども其船の差出書を出すべし
右ハ入津の船の名其船の仕出し場の港の名噸數船司或ハ頭立たる者の名乗來る旅人の名乗組有之節ハ認め入る一船の乗組人數を認たるものみして書面の通り相違なき旨を船司或ハ頭立たる者奥書致し證據として當人の名前を認入

たるものなり
同時ハ其船積荷の告書を役所ハ預くべし
右ハ其荷物の記號並ハ番付且其入目斤數等を送狀ハ認し通し寫し荷物引受先の人々の名を記せるものなり
船中用意の品物の目錄も告書へ加ふべし
但船中用意の品も書面の通り相違なき旨船司又ハ頭立たるもの奥書し其名前を記すべし

此告書の文面相違の廉十二時佛蘭西の二十四時但日曜日を除くの中ハ心附き改る於てハ過料の沙汰ハ及び若シ其期限後ハ至リ書改るハ又ハ告書ハ書入ざるハ於てハ八十一フランクの過料を日本役所へ納むべし
積荷惣目錄告書中ハ載ざる品を陸揚するハ於てハ其品二重の運上を日本役所へ納むべし
船司或ハ頭立たるもの入港の手數納方前書の期限ハ後るハ時ハ過料として一日怠る毎ハ三百二十四フランクの過料を日本役所へ納むべし
第二則 日本政府より其港内入津の船々軍艦を除く外運上改方の役人を乗組す



若し運上役所より引上改る事ある時ハ輸入人の失費相懸す可成丈荷物の損せざる様お致し改め濟の上ハ素の如く取始末すべし尤も取調方格外時日を費さざるべし

荷主或ハ輸入人銘々持受の品改濟み役所より引渡さざる以前輸入の途中（日本役所へ差出さざる以前の事を云）破壊損傷の品々心附時ハ當人より其段運上役所より申立其品取扱ふ職業の廉潔なる者兩人以上出會直組致し其品物毎ハ損高を歩割お記し其記號番數ともお證書お認込べし尤も日本役人立合めて直組人等名を記すべし右の證札兼々持參の差出書ハ添へ惣高の内を引落すべし尤も條約第十五ヶ條の取極の通り運上役所より取扱ふ事故障有べからざる運上納濟の後運上役所より陸揚不苦段免許狀を渡すべし

品物渡方ハ運上役所より船中おても其者の願お任すべし輸出お極りたる荷物ハ船お輸送する前廣ハ運上役所へ船名荷物の記號番付入高斤數量目性合並お代料を記せる差出書付を出し書面の通聊ハ偽なき由を輸出人等證據として其名前を認むべし

運上役所へ差出す以前船中へ積込たる荷物並ハ運上役所へ差出し濟の上禁制

の品を竊お積荷の中へ入有之ハ改の上日本役所へ取上へし

船中當用の品又ハ乗組旅客の當用衣類等ハ運上役所へ差出をなさざるべし

第四則 出港手數を願ふ船おハ日本十二時佛蘭西二十四時前ハ運上役所へ申立へし此期限内ハ右手數遅々せざる様取扱ハ勿論たるへし右手數差止る事あらハ日本役人より船司又ハ頭立たる者並ハ其船の取引人等へ其段申渡し佛蘭西コンシユルお申達すべし

佛蘭西軍艦ハ入港出港とも運上筋の手數お及ハせ運上役人並ハ番兵等差構ふ事なし佛蘭西飛脚の爲の蒸氣船ハ入港出港の手數を一日ハ致し日本ハ上陸する旅客並ハ品々の外ハ告書差出し書面の手數なしといへども何ヶ度にてお入港の度お出港入港の手數おいたすべし

薪水食料等用意のため入港の鯨漁船難船ハ其積荷の告書を出さざといへども若し其積荷を賣拂ハんと願ふ時ハ第一則の通り定式輸入の手數を致さすべし税則並ハ條約書中ハ船と唱ふるものハナウイル バルク プリツキ ゴウエレット スループ ワツヘル等を都て云なり

第五則 日本運上役所の規則お違ひたる偽の差出し積荷目錄を出し並ハ證書お

名前を記せる輩ハ其犯すことハ六百七十五フランクノ過料を日本開港ノ場所
ニ於テ佛蘭西商船ヨリ取立ギトイヘども左ノ規定ノ通り其地々々ノ運上役所
ニ納むべシ

一船ノ入港手數ハ付 八十一フランク

一船ノ出港手數ハ付 三十七フランク八十サンナーム

夫々ノ免狀ハ付 八フランク十サンナーム

場所々々健固狀ハ付 八フランク十サンナーム

其外ノ各書ハ付 八フランク十サンナーム

第七則 總テ日本開港ノ場所ヘ陸揚スル物品ハ左ノ運上目録ニ從ヒ其地ノ運
上役所ニ租税ト納むべシ

第一類 貨幣ト造リタル金銀並ニ造ラザル金銀當用ノ衣類家財並ニ商賣ノため
トセザル書籍

何れモ日本居留ノため來ル者ノ所持ノ品ハ限ルヘシ

右ノ品々ハ運上ナシ

第二類 凡テ船ノ造立綱具修復或ハ船裝ヒノ爲ニ用ルル品々鯨漁具ノ類 鹽漬

食物ノ諸類 パン並ニパンノ粉 生タル鳥獸類 石炭

家を造ルための材木米穀蒸氣ノ器械木綿及羊毛ノ織モノ トタン 鉛 錫

生絹

右ノ品々ハ五分ノ運上を納むべシ

第三類 都テ蒸溜或ハ釀シ種々ノ製法ニ於テ造リタル一切ノ酒類

右ハ三割五分ノ運上を納むべシ

第四類 凡テ前條ニ舉ガル品々ハ何ニ寄ラズニ二割ノ運上を納むべシ

金銀貨幣銅ノ外都テ日本ニ産シ積荷トシテ輸出スル品物ハ五分ノ運上を
納むべシ

米並ニ麥ハ日本逗留ノ佛蘭西人並ニ船々乗組タル者及ヒ船中旅客食料ノ爲ノ
用意ニ與ルとも積荷トシテ輸出スル事を許さズ

佛蘭西國ニ於テ開きたル港ニ持渡リシ外國ノ穀物若シ陸揚セザル時ハ故障なく
再ニ輸出すべシ

日本産スル所ノ銅ハ日本要用ノ餘リあれば其時々公けノ入札ニ於テ賣渡すヘシ
神奈川を開港スル後五ヶ年ニ至リ日本或ハ佛蘭西政府ノ望ニ於テ出港入港ノ税則

を再議すへし

- 水野 筑後守
- 永井 玄蕃頭
- 井上 信濃守
- 堀 織部正
- 岩瀬 肥後守
- 野々山 鉦藏

七日 佛國使船條約成ルニ仍テ歸帆

今度佛蘭西國より使節差越條約取結ハ義イギリスの板合を以て條約爲御取替相成昨六日退帆いたし此段爲心得向々へ可被相達ハ

八日 勅使准后使宣命使上野參堂

此日 勅使 准后使 宣命使上野參堂 御贈位 御贈官 御規式有之

十日 勅シテ前將軍家定公ヲ温恭院殿ト謚ス

此日惣出仕徳川賢吉殿徳川攝津守殿御登城の節掃部頭老中謁ハ以後 御黒書院ヨ於テ 御院號三方ハ載セ中奥御小性持出一通ツ、頂戴之○出仕の面々留置サ御院號拜見爲致ハ事○公家衆ハ暇ハ付 勅使廣橋大納言殿へ銀五百枚時服十准后使久世三位へ銀二百枚 宣命使交野少納言へ銀百枚時服五○同十一日溜詰

同格ハ諸代大名高家鷹之間詰ハ奏者番菊之間縁頼諸番頭物頭諸役人ハ番衆不殘明後十三日より月代刺可申ハ○同廿三日高家由良信濃守代り品川式部大輔右温泰院様 御院號御贈位御贈官の爲ハ禮京都へ被遣ハ旨○同廿四日鳴物の儀所作ハ致シハ者共計り來る廿八日より可被差免ハ事

十三日 宰相家茂公襲職ニ就テ參賀ノ日割テ諸士ニ達ス

御代替御禮の覺

初日正月朔日出仕の分 二日目同二日出仕の分 三日目同三日出仕の分 右之通可被相心得ハ御太刀目錄可有獻上ハ日限の儀ハ追テ可相達ハ○前々より作り御太刀御馬裸脊獻上の分並ハ作り御太刀御馬獻上の分何れも嘉永六丑年御代替ハ禮の節通り可有獻上ハ事○初日二日ハ禮者直垂狩衣大紋布衣素袍可有着用ハ○三日目ハ禮者長袴着用可有之ハ○在國在邑の面々ハ以名代使者元日御禮の衆ハ初日二日御禮の衆ハ二日目年始の通御太刀可有獻上ハ尤も使者素袍可着ハ但在府の分も病氣ハて出仕難成面々ハ是又初日二日目の内以使者御太刀馬代可被差上ハ○万石以上の隱居部屋住在國在邑又ハ在府の分も病氣幼少の面々ハ以使者御太刀馬代可被差上ハ○御禮被申上ハ面々爲ハ祝儀掃部頭老中若年寄中へ可

被相廻ひ尤も不込合様可被心得ひ且病氣幼少隱居の面々へ使者可被差越ひ在國
在邑の面々使札可被差越ひ右之通可被相觸ひ○御代替の爲御祝儀天璋院様へ
白銀五枚一種ツ、十萬石以上○白銀三枚一種ツ、五萬石以上○白銀二枚一種ツ
一萬石以上○白銀二枚一種ツ、十萬石以上嫡子隱居○本壽院様へ白銀三枚ツ
一萬石以上○白銀二枚ツ、五萬石以上○白銀一枚ツ、一萬石以上○白銀一枚ツ
一萬石以上嫡子隱居 右之通御代替初日御禮の翌日朝六時より五時迄の内
以使者中之口迄可被差上ひ在國在邑の面々も可爲同前ひ 右之通可被相觸ひ○
御代替爲御祝儀先格女中へ贈物有之面々へ此度も可爲其通ひ天璋院様附女中へ
も可被相贈ひ右之通可被達ひ

廿七日 前將軍遺物ノ差等

御老中を以て天璋院様へ手鑑係文臺硯係置物係卓○加賀浴姫君様 藝州末姫
君様 姫路晴光院様 一橋誠順院様○久留米精姫君様へ係置物係卓○本壽院様
へ手鑑係書棚○田安中納言殿へ御刀來國長代金七十枚御脇指備前國重末代金
三十枚○徳川刑部御殿御刀備前國祐光代金二十五枚御脇指美濃國兼房代金二十
枚○水戸中納言殿御脇指備前國倫光代金五十枚○徳川賢吉殿御脇指來國俊代金

七十枚○徳川攝津守殿御脇指來國光代金七十枚右若年寄を以て○加賀中納言御
脇指備中國次直代金三十枚○松平讃岐守御脇指備前國祐定代金二十枚○加賀嫡
子松平筑前守御脇指美濃國兼房代金十五枚○松平三河守御脇指豊後國景盛代金
二十枚○松平兵部大輔御脇指備前國清光代金二十枚○松平安藝守御脇指越中國
國久代金二十枚○有馬中務大輔御脇指美濃國兼定代金二十枚○酒井雅樂頭御脇
指美濃國兼重代金二十枚○藝州隱居松平大隅守御脇指美濃國兼杉代金十五枚○
三河守養父松平確堂御脇指加賀國則光代金十五枚○藝州隱居松平備後守御脇指
伯耆國廣賀代金十五枚○阿波守嫡子松平千松丸御脇指美濃國兼房代金十枚○肥
前守嫡子松平淳一郎御脇指美濃國兼高代金十枚○掃部頭老中若年寄西丸脇坂中
務大輔牧野遠江守稻垣長門守係置物係卓右於奧拜領之
同廿八日係大老職係老若始め是迄の通り可相勤旨命せらる

水戸齊昭卿ノ侍婢登幾女奏聞ノ詞

登幾女者水戸人爲烈公之侍婢慷慨雄志不愧于丈夫受公密旨至爾有所奏云
千早振神代のむらと神々のまつめ給ひし秋つしまけあも尊き日の本の清き光り
へ古へも今も千とせも万代も末のまつ山すゑかけてかはらぬ君々御代なるもか

嘉永元年閏金録卷七七
我
自
升
我
書
屋

くどいさやをら波のよせ来る毎に異國のことうき船の夷らりあらぬねきとつ
とくよりけ引國の心として俄國のよものそみなりらまめくもおもほへつ
まどふ心おぬは玉の黒き間部をかたらひて世ふたくひなき後功をへ澤にあれと
もあやまちの露もおはさぬ聖なるかしこき君を退けて小りね眞玉を春山のたな
ちるまきまきちらし晴るくくもるを雲らするたくみの程をあさましと浮世の人
の言の葉を聞ゆるしき老の身は五十の四ふなりぬれと七十三の老の母あさ夕
さらお仕へつ別れてふ事をうれしくも共ふ心をへられて我國の爲おくれな
とをくしりる老の言葉を力草つめも含める朝ほらけ日も立のほる衣手の常陸の
國を立出て敷島のみちある後代をたひつゝ行もかへるも梓弓はるけき道をさ
さりけの糸もたゆまず引をへて雲の上までかけ橋を渡るおもひへ天下る鄙あう
まれるちりの身の塵つもるてふ山の井の深き心のみなもとへ流れて清き眞清水
の中おすみぬる魚こゝろ賤き身をもわすれつゝ皇國の爲と朝夕お心へちくよく
たけとも只一筋お行水の蟬の小川おみそきとてはるく來ぬる旅ころも曉つく
る黄鳥の野末およほふ梅り香どかせのたよりお久々たる天津空おを聞えあけゆ
めしけれとも九重の雲井の神お奉るなり

反歌

玉鐙のみちへあれてもすすみゆくやまとこころの駒いたゆまじ
あせ道ありくるけはしき橋たてゝ人わたるともわれいわたらし
まきしまの道たとる身いさかおの雲井の庭おひりれ出ふけり

亞國條約事件ニ就テ勅諭ヲ水府ニ下ス

此度幕府諸有司より宿次を以て俄何無之假條約調印致し趣申來り儀右の通
あての折角 天朝より 勅命下し甲斐も無之大樹公京師俄何の趣意も相立
不申の大樹公賢明の處有司の所存如何と不審に被思召ひ右様あての外夷の差置
き國內人心の折合も相拘り儀深く被惱 宸襟に其上水戸前中納言尾州越州
蟄居有之儀如何の罪状おひ哉難計ひ得共三家家門の儀の柳營の羽翼おも相成り
大切の家筋外夷入津國政多事の日お當り右様の次第よて實お徳川家の盛衰お
拘り儀深く被惱 宸襟に間三家三卿大老閣老國主外様譜代會議奉安 宸襟に
處置有之度被思召ひ事

書家市川米庵翁卒並ニ小傳

翁名三亥字孔陽姓市川氏號米庵又號亦眞小山林堂翁父名世寧號寬齋上州甘樂郡

嘉永元年閏金録卷七七
三十九
戊辰
自刊
戊書

人也翁父世寧少而志學負爰游學江都遂居焉爲儒業一家翁其長子也翁以安永八年己亥亥日亥時生故名曰三亥翁好書迹倡宋之米元章之法而工於書終成一家矣故當時牧伯將吏不入翁之門者幾稀也是以其名號高一時矣嘗賴山陽曰書家解讀書未有如孔陽學人解作學未有如孔陽目之曰荏上成都以來一人兆阿所好也余曰從古文墨之徒概置財然如翁貯珍器重寶爲富有者此亦成都以來一人也是年九月以病卒享年八十其子遂庵繼翁之業在江戶下谷池之端七軒町

○十月

五日 紀尾兩侯白銀卷物等ヲ幕府ニ獻シテ相續ノ恩ヲ謝ス

德川賢吉殿 白銀百枚卷物二十綿五十把御刀筑前國定行代金二十枚御馬二疋

右相續係禮被申上

德川攝津守殿 白銀百枚卷物二十綿五十把御刀美濃國廣綱代金二十枚御馬二疋

右相續係禮被申上

十三日德川賢吉殿元服仰出され御一字拜領茂承 德川攝津守殿同御一字拜領茂

德兩家並ニ宰相を拜す 右係禮として白銀五十枚卷物二十御馬御刀獻上ニ盃頂

戴ニ刀拜領

廿一日 寺社奉行ヨリ江戸暴瀉病死亡人員調書ヲ上ル

寺社奉行松平右京亮輝ツキ聽ミより進達 先般流行病症にて死亡シ者格外多輩の趣ヲ相聞ヒ間去月中右病にて死亡シ者取置ヒ分身並男女並不拘員數ニ府内寺院銘々より書出ヒ様諸宗觸頭共へ申達ヒ處追々届出ヒ付惣人數取調ヒ處左の通係座ニ身分並ニ男女並不拘惣人數二万八千四百廿一人内土葬九千九百廿三人右ハ此程迄ニ追々届出ヒ分未届濟ノ分ハ追て取調可申上ル

廿三日 神奈川開港取調御用掛役人姓名

外國奉行水野筑後守永井玄蕃頭外國奉行下田奉行兼帶井上信濃守外國奉行函館奉行兼帶堀織部正外國奉行村垣淡路守御留守居上席大目付久貝因幡守御留守居次席町奉行池田播磨守大目付伊澤美作守町奉行石谷因幡守御勘定奉行土岐下野守同格立田主水正御目付松平久之丞野々山鉦藏都筑金三郎加藤正三郎御勘定吟味役塚越藤助勝田次郎 右神奈川開港取調方の儀改て御用掛ハ不被仰付ルへ共當節差向ニ兼務ニて不容易大業ニ付一ト通ニてハ行届申間敷ニ萬端引受取扱ヒ諸事無腹臆申談ト一同精力ト盡シ取調方十分行届ヒ様可被致ス事

○十一月

十二日 赤坂三分坂火

十一月十二日晝八時半頃赤坂三分坂より出火西北風烈敷く同所武家屋敷及び寺院等焼失一口ハ麻布六本木より飯倉片町へ焼け一口ハ芝魚籃觀音下より焼け又一口ハ狸穴組屋敷へ焼る夜五時半頃鎮火 類焼場所凡長さ一里十四五町餘りおよぶと云々

十五日 下谷新屋敷火

神田相生町續き里俗下谷新屋敷と云ふ同所西九御裏御門番頭若林源作火元の由十一月十五日曉七ツ時頃より出火北風烈しく同所より松永町八軒町邊より佐久間町一二町より鎌倉河岸邊夫より北紺屋町にて止り北の方及び巽の方ハ須田町小柳町より於玉ヶ池龍閑町豊島町にて止る亦一口ハ通旅籠町田所町にて止る南の方北紺屋町より具足町迄京橋川通りを限り同日夕七時頃鎮火す 橋ハ日本橋荒布橋和國橋辨慶橋和泉橋等焼る 類焼場所平均長延二十四町幅七町程と云

廿六日 將軍宣下ニ就テ勅使准后使江戸ニ着ス

勅使 准后使今朝御到着し付御使御老中松平和泉守高家官原攝津守被遣之同ク別參向一一條大納言天德寺ニ着ス

二條大納言殿今朝御到着し付御旅館天德寺へ御使御老中内藤紀伊守差添ハ高家横瀬美濃守被遣之

廿七日 同ク別參向近衛大納言善福寺ニ着ス

近衛大納言殿今朝御到着し付御旅館麻布善福寺へ御使御老中脇坂中務大輔差添ハ高家官原攝津守被遣之

○十二月

朔日 徳川家茂公將軍宣下並ニ正二位ニ叙シ内大臣ト爲ル

此日辰上刻高倉侍從土御門右兵衛佐御衣紋御身固等の事如御先例○正二位大納言御位記宣旨覽相勤之入御老中内藤紀伊守持出備御前上覽相濟て係納戸構へ若年寄安藤對馬守納之畢て内大臣御昇進○御白書院出御御三家方今日の御祝儀被申上大廣間へ渡御 勅使廣橋前大納言萬里小路前大納言 准后使堀川三位右出席着座告使山科出雲守於庭上向御前御昇進々々と二聲呼之則將軍宣下の宣旨覽箱ヲ入れ副使者青木大學大允持參壬生官務へ相渡之官務より高家由良播磨守へ相渡し則備御前上覽相濟て係納戸構へ若年寄本多越中守納之○御位記ハ宣旨覽箱ヲ入れ副使者青木中務少輔持參押小路大外記へ相渡し大外記高家官原攝津守へ

相渡し備御前上覽相濟て係納戸構へ若年寄安藤對馬守納之 右爲は祝儀 禁裏より御太刀目錄黄金一枚 准后より黄金一枚右順々係頂戴有之其外如係先規 附日將軍家茂公係事へ紀伊宰相慶福と申奉り文恭院殿係六男紀伊大納言齊順卿の係嫡子弘化三丙午誕生係父齊順卿係早世慶福卿係幼年の故と以て猶又文恭院殿係二十男清水中納言齊彊卿を以て紀州家係相續慶福卿の係養子の相成り其後紀州家係相續茲に至て温恭院殿の係養子係名を家茂と賜り大統係相續將軍官下相濟

上ヲ公方ト稱シ奉ルヘキノ命アリ

今日より公方様と可奉稱旨被仰出

二日 公卿衆款待トシテ能樂ヲ行フ

將軍宣下濟公家衆へ係馳走係能興行有之

三日 日光參拜各代ヲ秋元但馬守ニ命ス

秋元但馬守時服五羽織被下之 右ハ將軍宣下濟ハ付日光係靈屋へ係名代係暇ハ付御目見

四日 將軍家勅答ヲ上ル並ニ物ヲ公卿衆ニ贈ル

此日 勅使 准后使へ係返答但し係攝家方始め其外公家衆へ贈り物等畧之

十五日 將軍宣下ニ就テ幕府酒井雅樂頭ヲ京都ニ使ス

酒井雅樂頭へ金百枚時服十御馬被下之 右ハ將軍宣下相濟ハ爲係禮京都へ係使

係暇ハ付被下之差添高家宮原攝津守金二十枚 同斷係暇ハ付被下之 右の外田

安中納言殿叙任將軍宣下係用掛の面々拜領物等畧之

係代替ハ付諸國巡見使の儀來る戌年迄係猶豫被仰出之

十七日 薩州人日下部伊三次小傳並ニ慷慨ノ詩

日下部伊三次薩州人は年戌午秋與水戸士鴨飼幸吉奉 詔書下水戸及烈公敗逮捕

下更吏訊問伊三次慷慨憤勵辨論天下得失一坐悚然十二月十七日病歿葬古河西福

寺初伊三次隨父某在水戸烈公愛其爲人欲祿之不肯烈公告之薩侯侯於是召還之

逸題 星斗關于月滿天 書窓深坐不就眠 欲知世運隆興兆 神武東征戊午年

廿日 京都ヨリ囚人鴨飼吉左衛門等十一人江戸ニ着ス

京都町奉行所より江戸町奉行石谷因幡守役所へ鴨飼吉左衛門初筆囚人十一人着

○水戸殿家老民部事鴨飼吉左衛門同人悻幸吉 鷹司殿家來小林民部權大輔同家

來兼田伊織同家來三國大學 右五人網乗物○京都木屋町三條上る大坂町米屋久

嘉永元年... 我... 我...

助借家宇喜田一蕙同人悻松庵、松平丹波守領分信州松本町三丁目堤屋茂左衛門
同人宰領源右衛門三河町三丁目為次郎店伊三郎寄子清七鳥丸通下長者町上る小
松屋半兵衛借家儒者池田大學、右六人丸駕籠都合十一人の神原式部大輔松平出
雲守毛利安房守等へ御預けに相成也

廿三日 和唐明攀會所再興入達

太田備後守殿渡書付 和唐明攀會所再興の儀近江屋次郎兵衛の豊後國野田山明
攀其外西國筋出明攀引受大坂へ會所相建半七の薩州明攀引受江戸京大坂堺へ會
所相建要右衛門の信州並み東國筋出明攀引受江戸へ會所相建唐明攀の儀の右三
人にて割合買受方去る卯年より去已年迄三ヶ年季申付其旨相觸置ひ處年限ふ付
當午年より來る卯年迄十ヶ年繼年季申渡ひ間會所於て令賣買向後人數の増減
可爲勝手次第旨前々相觸ひ趣相心得可申旨可被相觸ひ

梁川星巖小傳並ニ閣老間部氏ニ呈スルノ詩

梁川緯字公圖號星巖美濃人寓京師是年戊午冬病沒年七十
是年戊午秋松堂間部侯上京師因星巖錄漫言廿五篇以呈下執事附以二十絕句抄其
五首

小籌大策漫紛々、一舉誰能掃海氛、聖慮焦恩無晝夜、
勢孤大樹支難得、運去萬牛挽不回、欲畫國家真命脉、
霜田開港已怪事、何況三都諸要津、只許前條不容後、
莫援承久元弘例、事体方今迥不同、皇上只要殲海怪、
當年乃祖氣憑陵、叱咤風雲捲地興、今日不能除外費、
征夷二字是虛稱、

Faint vertical text columns within a rectangular border, likely bleed-through from the reverse side of the page.



